

メント自体への特目検査済シールの貼付、解体用機械に関する新たな記録表様式の作成等が必要となり今回、法令の改正部分やアタッチメント検査方法等について講習が行われた。

福山等事務局長は「法令改正に伴い解体用機械が加わった。今後とも技術研さんに努め、社会的ニーズに応じていきたい」と話した。